

障害児通所給付費の返還金請求状況について

1 概要

障害児通所給付費の不正請求等により令和7年10月23日付で指定取消処分を行った一般社団法人杓の杜に対し、現在、不正額を確定のうえ、返還請求及び回収作業を行っている。

2 対象法人及び事業所

法人名：一般社団法人 杓の杜

代表理事：村上 千鶴

所在地：帯広市西19条南1丁目7番地30

対象事業所：①もくの木たいせつ（6条通8丁目） ②もくの木ほうえい（豊岡7条4丁目）

※2事業とも1月に市内から撤退

指定年月日：令和6年4月1日（うち、もくの木たいせつは休止期間あり）

指定取消年月日：令和7年11月30日

3 返還請求の額及び請求状況

指導監査課で算出した令和6年4月1日から令和6年10月31日分のほか、令和6年11月以降分について再計算し、2回に分けて請求を行っている。

なお、1回目督促後に入金がないことから、請求と並行して財産調査を行っている。

返還総額 14,829,472円

（不正10,592,480円+加算金4,236,992円（100分の40）

1回目請求分 6,894,468円（4,924,620円+1,969,848円）

令和7年12月24日付で請求、入金がないため督促及び令和8年2月6日を期限とした催告書を送付。

2回目請求分 7,935,004円（5,667,860円+2,267,144円）

令和8年2月13日付で令和8年2月27日を期限とした請求書を送付している。

4 今後について

本給付費は強制徴収公債権（児童福祉法第57条の2及び地方自治法第231条の3第3項）に該当するため、地方税等の滞納処分の例により強制徴収を行う。

5 国庫及び道費負担金について

障害児通所給付費は児童福祉法により、国1/2、道1/4、市1/4の割合で負担するものであるが、法人から返納がなされない場合、国、道への返還金は、市が全額負担するものとなる。